

セントレイクスゴルフ倶楽部乗用カート利用約款

第 1 章 総 則

第 1 条(本約款の目的)

本約款は、当ゴルフ場の電磁誘導式乗用カート及び自走式乗用カート(以下カート)の利用に関する基準を定め、施設利用者及び従業員の安全ならびに施設の安全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第 2 条(本約款の遵守)

カート運転者(リモコンを操作する人を含め以下「運転者」と称します)と当該カートの同乗者(以下「同乗者」と称します)は、カート利用に関し本約款を遵守する義務を負います(「運転者」と「同乗者」を総称して以下「利用者」と称します)。

第 3 条(運転等の制限)

1. 利用者はカート内に提示してあるカート利用に関する注意事項及び係員(キャディを含む)の指示に従ってください。
2. カートは指定されたカート道路以外では利用運行することができません。
3. 電磁誘導式乗用カートをやむを得ない事情があり自走式に切り替えた場合は、所定のカート道路以外の場所(フェアウェイ等)で走行させないで下さい。

第 4 条(運転者の資格)

1. 運転者は運転免許を有する方であること。
2. アルコール類の引用等その他事由により、正常な運転操作が困難な方は運転者になれません。

第 5 条(運転責任者)

1. 運転者は当該カートの運行責任者となります。
2. 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. カートの運転者を交代する場合は、運行責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議及び責任においてこれを行って下さい。
4. カートの停止、同乗者の乗降、その他カートの運行に関する事項は、運転者の判断と責任においてこれを行い、同乗者はカート運行に関し、運転者の指示に従ってください。

第 2 章 注 意 事 項

第 6 条(安全運転義務)

- 運転者はカートの運行に際し、次の事項を遵守して下さい。
1. 走行開始時の注意事項
イ. カートの選定及び運転の開始は、係員の指示に従って下さい。
ロ. 運転の開始に際し、必ずブレーキその他装置が正常に作動することを確認して下さい。
ハ. 発進は、必ず同乗者が着座したことを確認の上行って下さい。
 2. 走行の際の注意事項
イ. 走行についての標示等があるときは、これに従って下さい。
ロ. 起伏のある場所・上下勾配のある場所・屈曲した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を進行する場合には、必要に応じて同乗者に声をかけるなどして注意を促して下さい。
3. リモコンを操作する際の注意事項
イ. カート進行方向に利用者又は障害物等がないことを確認の上、発進させて下さい。
ロ. 利用者または障害物等と衝突の危険があるときには、直ちにカートの走行を停止させて下さい。
4. 停車等の際の注意事項
イ. カートは斜面その他の不安定な場所あるいは打球が当たる可能性のある場所に停車または駐車しないで下さい。
ロ. カートを離れるときは、必ず同乗者の降車を確認して下さい。
ハ. コースにおいて自走式乗用カート使用プレー時は追突防止の為電磁誘導式乗用カートが走行する場所に駐車しないで下さい。

第 7 条(同乗者などの注意事項)

- 同乗者はカートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。
1. カート走行装置(電源・アクセル・ハンドル・ブレーキ・前後進切替レバー等)には手を触れないで下さい。
 2. カートを発進する際及びカートの走行中は、必ずカートの把持部分に掴まって下さい。特に起伏のある場所・上下勾配のある場所・屈曲した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を通行する際は、他の同乗者に声をかけるなどしてお互いに注意を促して下さい。
 3. カート走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように留意して下さい。
 4. カートへの乗車は、カートの定員を守って下さい。

第 3 章 そ の 他

第 8 条(利用の中止等)

- 利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき運転を禁止し、あるいは施設の利用を中止していただく場合があります。
1. 運転者に運転の資格がないことが判明したとき。
 2. 利用者に本約款あるいは当クラブ規約その他の規則に反する行為があったとき。

第 9 条(事故の場合の連絡)

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合は、プレーを中止し直ちにマスター室にその旨を連絡しなければなりません。

第 10 条(事故の場合の責任等)

1. 運転者がカート運行に関し、故意または過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品含む)に損害を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を起こした場合には、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
2. 同乗者の故意または過失によりカート事故を誘発した場合には、当該カートの態様に応じ、運転者と連帯して、あるいは単独にて被害者に対し当該カート事故による生じた損害を賠償して頂きます。
3. 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為等があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償責任の全部または一部が過失相殺により免責されることがあります。
4. 当ゴルフ場は、カート事故による人的、物的損害について、一切その責任を負いません。

〒518-0125 三重県伊賀市上郡大峯 1338 番

セントレイクスゴルフ倶楽部